

3月5日（火）

平成31年3月5日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗一
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。西都市・西米良村選出の自由民主党、濱砂守でございます。

県議会自由民主党の最後の質問者となりました。

今回の質問は、諸事情によりましてローカルのものが多くなりましたが、どれも地元住民の切実な要望でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問をしてまいります。

まずは、河野知事、このたびは3期目の当選まことにおめでとうございます。引き続き宮崎県政発展のために御尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

最初に、知事の政治姿勢についてであります。

この問題につきましては、もう何十回とお答えになっておりますので、耳にたこができていられるかもしれませんが、知事は今後4年間で特に力点を置いて取り組む必要がある政策について、4つの柱のうち1つ目に、人口減少問題を掲げ、人口減少は地方が共通して直面している課題であり、この4年間の取り組みが30年、50年、100年先の宮崎のありようを方向づける極めて重要なものになると、強調されております。

「人口減少抑制の流れを作ること」「人口構造

の変化に応じた社会に変えていくこと」を最大の課題として、真摯に取り組むと述べられております。

しかしながら、本県では全国平均より早く高齢化が進んでおり、大学進学や就職などによる若年層の人口流出がそのまま続いていけば、人口減少は加速し、人口構造も大きく変わることになります。

宮崎県の人口は、平成8年の117万7,407人をピークに減少を続けており、平成27年(2015年)の国勢調査時点での人口は110万4,069人です。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計によりますと、2015年の国勢調査から30年後の2045年の宮崎県の推計人口は、何と82万4,806人となります。27万9,263人の減少で、減少率は25.3%であります。

市町村将来推計人口ランキングでは、県内における26市町村で人口減少率が最も少ないのは、三股町の8.9%、2万5,404人から2,254人減少して2万3,150人で、次いで宮崎市、綾町と続いております。

一方、減少率が一番高いのは、諸塚村の61.6%で、1,739人から1,072名減少し667人です。次いで日之影町の61%、3,946人から2,406人減少して1,540人。そして美郷町の60%、5,480人から3,290人減少し2,190人と続いております。

県内における人口減少の格差が広がる中で、県土の均衡ある発展は既に望めなくなっているのではないかと思います。知事は人口減少問題への対応をどのように進めていかれるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以下の質問については、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

人口減少は、今後も続くことが予想されており、特に減少の著しい中山間地域におきましては、必要な住民サービスの提供も困難になりつつあります。経済や産業への影響はもとより、県民の暮らしの確保を図る上でも、本県が取り組むべき最重要課題であると考えております。

このため、総合計画長期ビジョンの改定案におきましては、人口減少への対応を5つの戦略のベースとなる戦略に位置づけ、合計特殊出生率の向上と社会減の解消を目指し、子供を生み育てやすい環境の整備や、地域を担う人材の育成・確保などを推進するとともに、中山間地域の暮らしを守る仕組みづくりにも取り組むこととしたところであります。

加えて今後、新たなアクションプランの策定とあわせ、子育ての不安等の軽減、U I J ターンの強化、特色ある地域資源を生かした交流人口・関係人口の拡大など、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ対策を検討し、実施してまいります。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 引き続き知事に伺います。2045年、県内で最も人口が少ない村は、現在と同じく西米良村の566人です。65歳以上の人口は38.2%、次いで諸塚村の667人、65歳以上が58.8%。そして椎葉村の1,191人、65歳以上は54.9%です。約6割近くが高齢者ということになります。もちろん推計でありますから、状況を変えていくことは可能であります。

これからは、それぞれの地域が個性ある政策目標を掲げて、生き残りをかけた取り組みが必要であると思われれます。県内の26市町村が消滅することなく存続できるために、特に人口減少

が著しい山間部において、知事はどのような支援策を講じられていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 山間部の自治体では、高齢者数も減少に転じるなど、人口減少の進行が著しくなっております。今後、買い物や交通、福祉サービス等の確保が困難となるなど、安全・安心な暮らしを支える土台が揺らぐおそれがあります。

このため、私どもは「宮崎ひなた生活圏づくり」と名前をつけておりますが、まずは、各種サービスの拠点となる集落と周辺集落のネットワークを構築し、圏域全体として暮らしを維持する仕組みづくりや、医療・介護、防災などのセーフティーネットの構築に取り組む必要があると考えております。

また、厳しい人口推計が出ている地域であっても、例えば、西米良村などでは、全国に先駆けたワーキングホリデーや、おがわ作小屋村の取り組みなど、独自の村おこしによって若者の呼び込みに成功しており、山間部における人口減少対策として大いに参考になるものであります。先日はテレビの全国放送でもこれが紹介されておりまして、大変注目をされ、高い評価を受けておられるところであります。

県としましても、引き続き、市町村等と連携しながら、このような地域の特性を生かした活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 先日、テレビで報道されたんですが、年間約3万人のお客さんが来るということで、ちょうどおがわ作小屋村から国道219号まで、石打谷線という林道の開設を今しております。非常に難航しておりまして、なかなか計画が過ぎてもできていないんですけど、ぜひ早

目に――といたしますのが、西米良村の村所までは約12万人ぐらいの観光客が訪れているんです。その人たちが、そこを迂回してまた219号に出てくるといことなると、もっと入り込み客数がふえてくると思いますので、どうぞ環境森林部長、よろしく願いしておきます。

次に、本県における移住対策についてであります。

地方移住を支援するNPO法人ふるさと回帰支援センターは、先月、相談者を対象とした2018年の移住希望先ランキングを発表いたしました。1位は2年連続で長野県、2位は前年3位の静岡県、3位は16位だった北海道が躍進してトップ3に入りました。

この支援センターは、東京、大阪を除く45道府県の自治体と連携して、地域の実情報を提供しております。センター利用者やセミナー参加者に、移住したい道府県を複数回答で尋ねたところ、現地での暮らしぶりをわかりやすく説明している自治体への関心が高いとのことであります。

年代別に見ますと、20代以下は新潟県がトップで、30代から50代は長野県、60代は北海道、70歳代以上は宮崎県であります。

宮崎県は都市部と比べて移住にかかる経費が安いのも特徴の一つで、宮崎の民間賃貸住宅の家賃は、東京と比較すると約50%だそうです。新築住宅の建築にかかる経費も、全国で最も安い水準であって、少ない経費で生活が実現できるのも、魅力の一つのようであります。

移住者を対象にした本県のセールスポイントとはどのようなものなのか、また昨年度の移住者は何人いるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、東京

と宮崎に専属の相談員を配置いたしまして、暮らしや仕事の相談にワンストップで対応するとともに、宮崎での暮らしをより身近に感じていただくために、既に移住された方が本県の暮らしの魅力を語る、移住セミナーを開催しております。

こうした取り組みの中で、物価の安さや温かな県民性、豊かな自然や温暖な気候、仕事と趣味を両立して楽しむことのできる環境などを、本県のセールスポイントとしてPRしているところでございます。

このような魅力発信の効果もありまして、県が移住施策を通じて把握している移住者は年々増加しておりまして、昨年度の移住者数は、506世帯932人となっております。

○濱砂 守議員 同センターでの18年の相談件数は、約4万2,000件。その中で、20歳から40歳代の地方生活の経験のない東京出身者の相談が約70%を占めておるそうです。しかも、移住希望先として、農村・山村という、いわゆる「田舎暮らし」だけでなく、仕事が見つけやすく、生活スタイルに極端な変化が少ない県庁所在地や中核市などの「地方都市暮らし」のニーズが高まっていると聞きます。

こうしたニーズに対し、高知市では、「二段階移住」として一度高知市内に移住をしてもらい、その後、県内の市町村への移住を促す施策を始めているようであります。本県でも、「地方都市暮らし」や「二段階移住」のニーズが高まっているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県におきましても、お話にありましたように、就業しやすく生活の利便性のよい、宮崎市など都市部への移住を希望する方からの相談件数や移住世帯数は、近年増加傾向となつてきておりまして、地

方都市暮らしのニーズは高まっているものと考えております。

また、県や宮崎市の移住相談窓口における相談対応の中では、一度宮崎市に居住して、じっくりと県内をめぐりながら、自分に合った仕事やライフスタイルを求める二段階移住を希望される方もいらっしゃると思っております。

県としましては、今後とも、市町村と連携しながら、移住者のニーズに寄り添った相談対応や移住後のフォローアップを行うことにより、一層の移住・定住推進に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、西都原の世界文化遺産登録についてであります。

この質問は毎回取り上げておりますが、西都市では平成13年以降、学術的なシンポジウムを毎年開催していることから、確認の意味で質問を残しておきたいと思っております。

「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録につきましては、昨年「古代人のモニュメント—台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観—」が日本遺産に選ばれたこともあり、次は世界遺産を目指して、県民の期待も高まっておるところであります。

世界文化遺産登録につきましては、まず国内暫定リストへの掲載が必要であり、掲載に向けて、さらに活動を進めていかなければなりません。

ことしは、大阪の「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産登録について審議される予定になっております。この「百舌鳥・古市古墳群」と同じ古墳群ということで、後発となる西都原古墳群の登録が難しいのではないかと心配しているところでもあります。

「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 御質問にございました、大阪府の「百舌鳥・古市古墳群」は、巨大古墳を中心に、「日本の古墳文化の象徴」として、世界文化遺産に推薦されております。

一方、本県の「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」は、すぐれた歴史的景観や、墓の形態の独自性など、南九州特有の価値を有しており、国内外の研究者から高い評価を受けております。

そこで、歴史的景観の価値づけを行うため、ドイツの大学と共同で、古墳群の立体画像を解析し、築造当時の西都原台地や台地の下から見える古墳の姿などの景観を復元していくことで、古墳群の形成過程を解明する研究を進めているところでもあります。

今後とも、関係機関と連携しながら、世界文化遺産登録を目指した取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 世界遺産に登録されるということだけで、地域が活性化しますので、ぜひ全力を挙げて、世界遺産登録に向けて、よろしくお願いいたします。

次に、西都原台地周辺の雨水対策についてであります。

特別史跡公園西都原古墳群には、標高60メートルから80メートルの通称「西都原台地」を中心に、319基の古墳が立地しております。

古墳群は、台地面やそれらを開析する大小の谷地形から成っており、そのうち特別史跡の指定面積は約58ヘクタールの広さであります。その約9割は国、宮崎県、西都市の公有地となっ

ておりますが、この台地は平成7年度から14年度まで、文化庁の「大規模遺跡総合整備事業（古代ロマン再生事業）」などにより保存整備が進められてまいりました。

そのため、西都市の中段域には幾つもの小集落が存在しておりますが、この広大な台地であるがゆえに、万全な雨水対策がとられておりません。

特別史跡公園西都原古墳群の南側にある第1支群周辺では、大雨のたびに台地から大量の雨水が流れ込み、数軒で床下浸水をしている現状が見られます。

早急な対策が必要と考えますが、特別史跡公園西都原古墳群における第1支群周辺の雨水対策について、これは県土整備部長の管轄でありますので、お尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本公園の第1支群周辺におきましては、議員御指摘のとおり、昨年の台風24号の豪雨により、園内の溝状の地形に集まった雨水が、麓の宅地へ流れ込む被害が発生いたしました。

この被害を軽減するためには、水路の整備や、雨水の貯留、分散、浸透などの対策が考えられますが、特別史跡指定地内の現状変更に係る制約を踏まえ、溝状の地形を埋めるなどの工事を検討しているところであります。

また、工事の実施に当たりましては、文化財保護法に基づく文化庁の許可が必要となるため、県教育委員会と事前調整を進めており、関係機関と連携しながら、早期に完成できるよう取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひいたします。

次に、一ツ瀬川の河川改修事業についてであります。

この事業は、堤防の決壊を心配する周辺住民

の切実な要望を受けて、平成22年より、河口から西都市の杉安橋の20キロ区間で、堤防補強や河道掘削による整備が行われているものであります。

実はこれ、非常に思い入れといたしますか、関心のある川の事業でありまして、平成22年2月議会の補正予算で予算がついたものであります。異例の予算なんですけど、これは実は、この周辺の消防団員が、7,800人の署名活動をして、堤防決壊のおそれがあるということで、県にももちろん要望しましたが、そのまま国土交通省の砂防課長に対して陳情・要請を行いました。私も同席しましたので。地元の消防団が数人行ったんですけれども、こんなことは初めてだと。地元の消防団がここまで来るのだから、よっぽどのことであろうと、これは行ったのが11月の末だったんですけれども、翌年の2月に補正の予算をつけていただきました。そういういわくのある、この川の改修工事でありませう。

そういうもので、事業期間が20年、事業費が57億円の長期工事であります。現在における事業の進捗状況と成果について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ瀬川につきましては、議員の御質問にありましたとおり、河口から西都市の杉安橋までの20キロメートル区間で、堤防の幅を広げるなどの堤防補強や河道掘削を行っているところです。

このうち、現在、2つの区間で重点的に堤防補強を実施しており、河口から日向大橋までの区間では、昨年度までに左岸の約1,600メートルを完成させ、今年度は右岸の約640メートルを完成させることとしております。

また、杉安橋から下流の千畑潜水橋までの右

岸の区間では、昨年度までに約1,000メートルを完成させ、今年度は約330メートルを完成させることとしており、堤防の安全性が大きく向上しているものと考えております。

今後とも、一ツ瀬川の早期整備を図るため、地元の皆様の御協力をいただきながら、堤防補強に必要な用地の取得や予算の確保に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、県立妻高校（新・妻高校）漕艇部が使用している一ツ瀬川の環境整備について、教育長にお尋ねをいたします。

平成30年4月に、宮崎県西都市に存在する2つの県立高校である、妻高等学校と西都商業高等学校が統合され、新宮崎県立妻高等学校が開校いたしました。

統合前の妻高等学校は、大正12年（1923年）、西都原の一角に位置する聖陵ヶ丘に、旧制妻中学校として創立され、その後、幾多の変遷を経て、昨年度で95年の歴史を積み重ねてきた伝統ある学校であります。

一方、西都商業高等学校は、昭和38年（1963年）に、妻高等学校商業科が分離・独立して創設された学校で、昨年度で55年という歴史を重ねた学校であります。

新・妻高等学校は、これまでその両校が担ってきた大きな役割や期待を継承し、さらに発展させ、地元西都市や地域での大事な社会的役割を担っていくこととなります。

これまで両校は、文武両道を実践し、勉学はもちろんのこと、合唱部や弓道部、ボート部を初め、スポーツや文化活動で輝かしい成果をおさめ、全国にその名を知られております。

中でも近年になりひとときわ目を引いているのが、平成28年創設の漕艇部であります。顧問の谷井美恵先生は、富山県出身で、全日本選手権

大会優勝や、日本代表選手として世界大会にも出たことのある指導者であります。

これまでの妻高校の戦歴を見ますと、平成28年に、創部1年目で全国選抜大会準決勝進出、平成29年度から2年連続でU19日本代表候補者合宿に参加。平成30年度には国民体育大会九州ブロック予選大会で優勝するなど、着実に実力と実績を伸ばしてきております。

漕艇競技については、余りなじみがないと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

漕艇競技のタイムは風・波・水深などによって大幅に左右されるので、公認記録制度はありません。

使用される競漕艇は10種類ありますが、高校生は3種類を使います。競漕種目は、舵手付きクォドルプル（漕ぎ手が4名と舵手——コックスとも呼びますが、かじ取りのことです——1名）、ダブルスカル（漕ぎ手2名）、シングルスカル（漕ぎ手1名）です。スカルとは、片手に1本ずつ、2本のオールを握る艇種のことだそうです。

全ての艇は滑座艇（スライディング艇）で、座席の下に2本のレールがあつて、足の屈伸運動によって座席が前後に動きます。オールの支持具（リガー）は艇外に張り出して取り付けられております。

国体・インターハイでの競漕距離は、各種目、男女とも1,000メートルで、小旗を振りおろしてスタートし、到着順で勝敗を決めます。

現在、妻高校漕艇部は、県土整備部西都土木事務所の使用許可を受け、西都市の一ツ瀬川流域の山角橋から金丸堰の間約2,000メートルの風光明媚、風や波の影響も少なく、漕艇競技の条件としてはすばらしい環境のもとで、部員25名

が練習をさせていただいております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、すばらしい環境にありながらも、特殊な環境を必要とするボート競技に欠かせない水深に問題があります。この練習区間約2,000メートルの間に、長年にわたり蓄積された堆積土砂による長さ数百メートルの中州ができております。この区間はボートを担いで移動しなければならないなど、練習に非常に支障を来しております。高校教育によるクラブ活動の推奨の面から、また本県のボート競技の向上を図る上でも、支障なく練習ができるように、練習環境の改善について、教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長（四本 孝君） 妻高校漕艇部は、創部3年目でありながら、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会に出場選手を輩出するなど、議員のお話にもありましたように、その活躍には目覚しいものがございます。

本県では、7年後に2巡目国体を控えておりますことから、高校生などの少年競技力の向上は重要であり、その基盤となる運動部活動の練習環境の充実を図ることは、大切であると考えております。

御質問のとおり、妻高校漕艇部が利用しております一ツ瀬川についても、中州に堆積した砂利を除去することで練習に支障がなくなれば、さらなる競技力の向上が期待できるものと思っておりますが、運動部活動の練習環境の改善を目的とした河川の改修は難しいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き教育長に伺います。

県内の高校における漕艇部の設置状況、練習環境並びに本県の高校漕艇部は全国のレベルでどれくらいの地位にあるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 県内の高校における漕艇部は、妻高校以外では、宮崎商業高校、高鍋高校の2校に設置されておまして、それぞれ、宮崎市の大淀川、新富町の富田浜漕艇場で練習を行っております。

ここ数年の競技成績といたしましては、全国高等学校総合体育大会での入賞こそありませんけれども、本年度、6月に実施されました全九州高等学校体育大会では、妻高校と高鍋高校の選手がそれぞれ2位に入賞するなど、本県の高校漕艇部のレベルは着実に上がってきていると認識しております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。教育委員会では河川改修が難しいというのは、私どもから考えれば当然なことであるんですけれども、ただ、要望者から見ると、そこを活用している、部活をしている生徒さんなり、またその関係者から見ますと、環境整備をさせていただければどこでもいいんです。管理者である県にさせていただければ、どこからしていただいてもいいんですが、教育委員会では難しいということですので、それは理解をいたします。

それでは次に、国土強靱化対策による河川環境整備、河床掘削について、県土整備部長に伺います。

国の示す、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策一覧によりますと、全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）として、「平成30年7月豪雨を踏まえ樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の約2,340の河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施する」とあります。

今回の対象になっておりますのは、山角橋から金丸堰までの約2キロメートルの間であります。

一ツ瀬川の中州はその中間にできておりません。西都市外の中心を流れる2級河川桜川と堀之内川の2本の川とが合流している地点に中州があります。

洪水時には、中州となった堆積土砂が流水を阻害するため、一ツ瀬川の水位が上がり、桜川と堀之内川の流水がはけ切らず滞留してしまうために、農地や道路に浸水被害が発生しております。

さらには、河川敷に立木や風倒木が散在しており、さまざまな漂流物が付着し、著しく景観を損ねております。

そこで、防災・減災、国土強靱化対策として、堆積土砂の掘削及び河川敷の樹木伐採・風倒木の除去について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 近年の激甚化している災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、国において取りまとめられたところであります。

このうち、河川につきましましては、洪水氾濫による危険性が高い区間での樹木伐採や土砂掘削が対策に位置づけられております。

一ツ瀬川につきましましては、家屋等の浸水被害が想定されていることから、3か年緊急対策の対象河川となっており、議員御質問の箇所につきましても、治水上支障となっている樹木伐採、土砂掘削を来年度中には行う予定でありますので、結果として、練習環境の改善にもつながるものと考えております。

河川管理者としましては、今後とも、治水安全度の向上のため、関係機関や利用者の意見を

伺いながら、必要な対策の推進に努めてまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひします。確認ですが、来年度中にはということは、この4月以降ということですね。1年間の間。よろしくお願ひいたします。

次に、一ツ葉有料道路の無償化についてであります。

一ツ葉有料道路は、延長16.2キロメートルの有料道路であり、著しい交通渋滞を生じている国道10号、並びに国道220号のバイパスとして、市内道路の交通混雑の解消を目的に建設されたものであります。今では、九州縦貫自動車道宮崎線や、宮崎港及び宮崎空港等の物流拠点と連結しており、これらと一体的に本県の振興発展に大きく貢献しております。また、松林の上を走る絶景のロケーションは、オーシャンビューロードとして県内外の通行者の目を楽しませています。

この有料道路は、2007年には、県出資金を含む未償還金全額を償還する方針として北線の料金値下げを行い、料金徴収期間を延長して今日に至っております。

さらに、2017年8月の新聞報道で、県は借入金返済にめどがついたとして、2020年2月末から無料開放される見込みであると答えております。

あわせて、西都市と宮崎市を結ぶ国道219号広瀬バイパス3.2キロも、2020年3月までの開通を目指しており、今後、市街地の渋滞緩和や物流の活性化が期待されております。

しかしながら先般、将来、有料化を含め有識者会を開催し検討するとの新聞報道がなされたことで、物流関係者や隣接する自治体住民には大きな動揺が走っております。このような状態

に至った経緯について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ葉有料道路につきましては、建設費用の償還を目指して取り組んできたところであり、来年2月末に無料開放することとしておりました。

一方で、近年、熊本地震や北海道胆振東部地震など、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しており、昨年9月には、政府から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施することが表明されたところであります。

本県におきましても、道路や河川などの防災・減災対策を実施し、県土の強靱化を進めることがより一層重要となっております。

このような中、物流面に加え、災害発生時の救急・救命活動や支援物資輸送等を支える国道218号や一ツ葉有料道路などの主要な幹線道路では、耐震対策の早期実施が必要であります。その実施には多額の費用を要し、財源の確保が大変重要になります。

このため、一ツ葉有料道路におきましては、一ツ葉大橋などの耐震対策の実施とその財源確保について、有識者等の意見を伺いながら、有料継続の可能性も含め、検討していくこととしたところであります。

○濱砂 守議員 次に、県はこれまでの報道で、2020年2月28日をもって一ツ葉有料道路を無料化すると県民に報告をしております。

ここで有料化になるようなことになれば、県民の県に対する信頼は大きく失墜することになりかねません。知事はこのことについてどのように捉えられているのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、南海トラフ地震の発生確率も高まっていることを考えますと、県民の皆様の生命、安全・安心

な暮らしを守るために、自然災害に備え、県土の強靱化を加速させる必要があると考えております。

このような中、一ツ葉有料道路におきましては、橋梁の耐震対策を行う必要があり、多額の費用が見込まれますことから、ただいまの部長答弁にもありましたとおり、有識者会議を設置し、さまざまな意見を伺うこととしたところであります。

1月29日の第1回目の会議におきましては、無料開放を期待する意見がある一方で、耐震対策の早期実施や料金の低減を望む意見なども出されたところであります。

地元宮崎日日新聞の投書欄にもさまざまな意見が掲載されているところでありますが、引き続き、さまざまな意見を伺いながら、県民の立場に立って、どのような形が最も望ましいのか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ぜひ、慎重に取り扱っていただきたいと思っております。

次に、農福連携について伺います。

本県では、高齢化と人口減少によって、農林水産業に携わる人が減少し、耕作放棄地や担い手不足の問題を抱えており、さまざまな人材確保が求められております。

一方、福祉分野でも、障がい者の働く機会が求められており、農福連携の動きは、こうした課題解決の有効な取り組みとして注目が集まっております。

先日の日本農業新聞で、JA西都のニラ選果場において、ニラの結束作業にA型事業所が就労している記事があり、「JAでは休憩所や作業環境が整っており安心して送り出せる」という福祉側のコメントが書かれておりました。

農福連携は、言葉のとおり「農業」と「福祉」が連携して行われる取り組みであり、就労時間や作業内容等、福祉事業所と受け入れる側で十分な調整が必要であります。ぜひともうまく続けられる実践スタイルを構築していただきたいと思っております。

そこで、JA西都のニラ選果場における農福連携の取り組み状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内最大のニラの産地を有するJA西都におきましては、選果場での労働力不足に対応するため、昨年11月から、宮崎市内の2つの就労継続支援A型事業所と連携し、農福連携に取り組んでおります。

現在は、障がい者8名の方々が週5日、午前9時から午後3時までの間、JAの選果場で主にニラを束ねる作業に従事しておられます。

JA西都によりますと、現在行っている作業において、障がい者の方々に十分対応いただいていることから、就労時間の拡大や就労体制など、解決すべき課題はございますけれども、今後、受け入れ拡大について検討を行いたいとの意向を伺っております。

○濱砂 守議員 このような取り組みは、ほかのJAの参考にもなると思っております。

人手不足と低賃金に悩む障がい者を結びつけ、地域に根差した活動をするJAと福祉事業所が連携することは、互いにメリットのある関係をつくり上げ、地域の活性化につながる大きな力になると思われれます。

そこで、県内における他の農福連携の取り組み状況について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 昨年12月に、県内の福祉事業所を対象に農福連携に係るアン

ケート調査を実施いたしましたところ、全体の約6割に当たる149の事業所から回答がございました。

その調査結果によりますと、複数回答を含めまして、みずから農産物生産を行っているところが51事業所、事業所内で農家等から受託した選別作業等を行っているところが38事業所、農業関係の施設外就労を行っているところが48事業所ございました。また、今後、施設外就労を希望している事業所も34事業所あることがわかりました。

県では、これらの取り組みを後押しするため、福祉事業所や市町村等を対象とした研修会の開催や、農福双方をマッチングするための農作業体験会の開催、さらには、作業の見える化、細分化を行うための「作業手引書」の作成等、農業と福祉の相互理解や、マッチング体制の確立に向けて取り組んでいるところでございます。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。厚生労働省によりますと、体や心などに障がいがある人は全国に936万人と推計されております。そのうち就労している障がい者は61万人と、1割に達していないようであります。

多くの障がい者が働く場を必要としている一方、農業は深刻な労働力不足に直面しており、なかなかマッチングが進んでいないのが実態のようであります。

そこで、本県において障がい者雇用の実態はどのような状態にあるのか、本県における障がい者の総数と就労者数について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） まず、県内の障がい者の数であります。障がい者手帳の交付状況で見ますと、平成29年度末時点で8

万2,412人となっております。

次に、就労している障がい者の数であります。宮崎労働局によりますと、平成29年度末時点で就労している人は6,288人となっております。

○濱砂 守議員 農林水産業の盛んな宮崎県ですが、農業に限らず林業や水産業など、さまざまな分野で福祉との連携を深めていきたいものであります。

まだ始まったばかりで課題も多いと思いますが、互いのメリットが見えてくる、ウイン・ウインの関係を築いていただきたいと期待するものであります。

そこで、農福連携の推進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 農福連携につきましては、障がい者の就労機会の拡大と工賃等の向上につながる取り組みでありますことから、大変重要なものと考えております。

このため、福祉保健部では、平成29年度より、農業の専門家を福祉事業所に派遣して技術指導を行うとともに、福祉事業所が生産した農作物の共同での即売会にも取り組んでおります。

これらの取り組みに加え、平成31年度から、民間団体への委託により、農福連携コーディネーターを新たに配置する予定としております。

このコーディネーターは、農業者のニーズの把握や掘り起しを行うとともに、農業者に対し、障がい者の働きやすい環境や取り組みやすい作業工程等を提案することで、福祉事業所と農業者とのマッチングを進めることとしております。

今後とも、関係部局や農業者と十分に連携しながら、農福連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

最後に、知事にお尋ねをいたします。農業は、地域条件・品目・栽培方法等により、経営スタイルはさまざまであります。福祉も同様でありまして、対象者や目的はさまざまであります。ある意味、未来産業と言うこともできるかと思えます。

農福連携の推進に向けた知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 私は、今回の知事選挙でお示した政策提案の中で、障がい者や女性、高齢者などあらゆる人が活躍できる環境づくりを進めるとともに、農林水産業、福祉など各分野における人材確保、育成の仕組みづくりなどを重要な柱と位置づけたところであります。

このような中で、先ほど御紹介いただきましたJA西都の事例や、宮崎市の福祉事務所が農業法人を設立して、約2ヘクタールで野菜の生産を開始した事例など、モデル的な取り組みでありまして、こうした農福連携の取り組みが県内で広がりを見せていることは、大変心強く感じているところであります。

これらの取り組みは、基幹産業である農林水産業をしっかりと守っていくためにも、また、障がい者の方々が、その能力や適性を十分に発揮し、地域の中で生きがいを持って就労していくためにも、大変重要であると考えておりますので、県としても全庁的な取り組みとして、農福連携を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 最後になりましたが、この議

場において今年度をもって退職される皆様方、長い間、本当に御苦労さまでございました。

退職される皆様におかれましては、これまで長きにわたる県職員生活において、宮崎県の抱えるさまざまな懸案や苦難に的確に対応し、県政の発展に御尽力をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。本当に御苦労さまでございました。

これからは、それぞれの道を歩まれることになると思いますが、ますますの御活躍と御健康をお祈りいたしまして、私の一般質問の全てを終了させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて質問をしてみたいと思います。まず、沖縄県民投票の結果と知事の政治姿勢について質問いたします。

名護市辺野古の米軍新基地建設の埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票が、2月24日行われました。投票総数60万5,385票、投票率52.48%で、うち反対は43万4,273票、投票総数の71.7%で、昨年9月の知事選挙で新基地建設反対を掲げて玉城デニー知事が獲得しました39万6,632票を大きく上回り、全市町村で反対が多数となりました。この反対の票数は、投票資格者、つまり有権者総数115万3,591人の4分の1、約29万をはるかに超えるものとなりました。

当初、宜野湾市やうるま市など5つの市の市長が県民投票不参加を表明しておりましたが、多くの市民が「投票権を奪うな」と声を上げ、全県実施となったものであります。マスコミの出口調査によると、自民・公明の支持者でも、多くが「反対」票を投じており、自民・公明の支持者にも、新しい基地はつくらせないという

譲れない一歩があることを示したものであると思います。

こうして支持政党の垣根を越えて、新基地建設は認めないというのが、揺るぎない沖縄の心であることを鮮明にしたものだと思います。

首相官邸は、「県民投票の結果にかかわらず、辺野古基地建設の方針に変わりはない」と繰り返し、繰り返し表明するとともに、美しい海に土砂を搬入し埋め立てを強行し、沖縄県民に、「県民投票をしても、反対票を投じても無駄」という策を弄してまいりました。こうしたもとの県民投票であり、さればこそ投票の結果には、さらに重みがかわっていると思います。

知事に伺いたいと思いますが、辺野古新基地建設の賛否を問う沖縄県民投票の結果をどう捉えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

2問目からは、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

今般、沖縄県で実施されました辺野古の米軍基地建設のための埋め立てに対する県民投票につきましては、投票総数の7割を超える反対票が投じられたというようなことも含めて、そのトータルの結果を真摯に受けとめるべきものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 県民投票の結果をマスコミはどう捉えているか。宮日だけを紹介いたしますが、2月26日付で、「民意厳粛に受け止め再考を」という見出しで社説を掲げております。

「辺野古移設の一点に絞って県民の民意が示された意味を重く受け止めるべきだ」と述べて、「沖縄の過重な基地負担の現状と歴史的経緯、

辺野古移設工事が抱える問題点などを考えれば、移設工事をこのまま進めてよいのか。政府は一度立ち止まり、県と対話するよう改めて求めたい」と強調しております。

共同通信の世論調査では、86.3%の人が「政府は投票結果を尊重すべき」と回答されておりますが、私は、この議場にいらっしゃるほとんどの方々が、この宮日の社説と世論調査の結果に支持と納得をされているのではないかと思います。

住民投票は、市町村段階ではよく行われることがあります。都府県段階は2例目であり、1例目も沖縄県であり、1996年米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを問うものであります。このときは、整理縮小と見直しに賛成が89%に達しております。今回の県民投票は、県当局や県議会主導で行われたものではなくて、御承知のように、地方自治法に基づく住民の直接請求によって制定された県民投票条例に基づいて実施されてまいりました。特に、直接請求などに大きな力を発揮したのが若者の皆さんであったのは、大変深い意味を持っていると私は思います。

首相は、投票結果と沖縄県民の意思を無視して建設を強行しております。きょうの報道によりますと、また新たな工事が始まっているようですが、知事は安倍首相のこうした態度をどう捉えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 米軍基地の問題につきましては、我が国の安全保障のあり方にかかわる極めて重要な問題であります。国において責任を持って対応されるべきものと考えております。

○来住一人議員 国の専権事項だから、結局そ

れはお国にお任せと。それで、こうやって県民が、どれほど何回も何回もこうやって投票を、国政選挙でも知事選挙でも、さらには今回は、この基地の賛否を問う、これだけに絞った県民投票の結果が出て、知事の今の答弁、その程度の答弁なのかなと。正直言ってがっかりしました。

沖縄の米軍基地は、米軍が銃剣とブルドーザーで強制的に奪った土地につくられたものであります。これは、私有財産は没収されないとする「ハーグ陸戦条約」に違反したものだ、私は思います。したがって、「普天間を返すかわりに代替施設をよこせ」とは、全くお門違いだと、このように言わなければならないと思います。これから埋め立てをしようとする大浦湾は、マヨネーズ状の軟弱地盤が90メートルの深さに広がり、約73万平方メートルで、これに約7万7,000本の砂ぐいを最大70メートルの深さまで打ち込む改良工事を行うそうではありますが、作業船の限界が70メートルで、90メートルに達しない。砂ぐいに使う砂の量は、東京ドームの5.2個分と言われます。また、大浦湾予定海域にはサンゴ類7万4,000の群体が生息しており、その移植が必要となります。普天間基地返還に辺野古移設という条件をつけることは、途方もない年数と予算を必要とし、工事設計変更に沖縄県民と県知事が合意することはなく、辺野古移設という条件つきでは、普天間は永久に返還されないこととなります。無条件に返還を求め、アメリカと交渉を行うことこそ、真に唯一の道であると思います。

我が党は、沖縄県民の皆さんと連帯し、この立場に立って、民主主義と地方自治を守る皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思いません。

次に、国民健康保険事業について質問いたします。

いただいた資料によりますと、昨年6月1日現在の国保世帯は17万2,672世帯、加入者は27万8,932名であります。国保税1人当たりの調定額29年度県平均は9万4,621円であります。平成19年の調定額は7万5,289円でありますから、この間1万9,332円、25.67%上昇しております。

まず、部長にお聞きしたいとおと思いますが、県内の国保税の滞納世帯数と滞納世帯率は幾らでしょうか。また、国保税の差し押さえ件数について報告を求めたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） まず、滞納世帯の状況であります。平成30年6月1日現在で、市町村国保の加入世帯総数17万2,674世帯のうち、滞納世帯数は2万4,650世帯で、滞納世帯率は14.3%となっております。

次に、差し押さえの件数であります。平成29年度の状況で申し上げますと、延べ7,923件となっております。

○来住一人議員 2018年度のモデル保険税を計算してみますと、これは都城市の場合ですけど、年収400万円、4人家族の場合、国保税は46万8,985円、年収の11.7%、所得の17.63%であります。年収240万円の単身者の場合は21万9,065円、収入の9.12%、所得の14.6%となります。ちなみに、中小企業の労働者が加入する「協会けんぽ」は、400万円4人家族は19万9,400円で、26万9,585円、国保に比べると安い。それから、240万円の単身者の場合、11万9,640円でありまして、9万9,425円の開きがあります。

国保世帯は、協会けんぽ世帯の2.35倍から1.83倍の保険税が課税されております。国保

には、御承知のとおり、他の保険にない均等割と平等割がありまして、赤ちゃんが生まれますと、無慈悲にも赤ちゃんにも課税されるというものであります。私どもがよく受ける相談に、「年金が差し押さえられた」「振り込まれた給料が差し押さえられた」というのがあります。人間は何よりも、生命を維持するためには、まず何よりも物を食べなければなりませんので、年金などが差し押さえられたら、本当に大変なことになると思います。

国保税は、協会けんぽなど他の保険に比較しても、中でも被保険者の負担能力からも、本当に高過ぎると私は考えておりますが、部長は今日の国保税額をどう認識しておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 厚生労働省の資料によりますと、1人当たりの所得に対する保険料負担率は、協会けんぽの7.6%に対し、国民健康保険は10.0%と高くなっております。

国民健康保険は、他の医療保険と比べまして、高齢の方が多く、医療費水準が高い一方で、所得水準が低いことから、負担率が高くなっているものと認識しております。

○来住一人議員 国保は、国民年金の生活者、いわゆる年金生活者、失業者、それから健保の非適用の事業所に勤める労働者、さらには零細の自営業者など、どちらかといえば所得の低い人がたくさん加入する保険であります。加入者には、障がい者や難病の患者など、医療を切実に必要とする人も決して少なくないと思います。国保は、国民皆保険を下支えする最後のセーフティーネットであります。ところが、この保険料が他の保険よりはるかに高いものとなっております。公的医療保険は国民に平等に医療を保障するためのものであり、加入する

保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反すると私は思います。加入する保険で2倍以上の保険料を強いられるとは、まさに異常事態だと思います。

全国知事会や市長会などの地方団体は、所得は低いのに保険料が一番高いというこの矛盾こそ「国保の構造問題」とであると打ち出し、国に解決を求めています。知事は国保の構造問題をどう捉えておられるのか、また、その抜本的な解決策はどうあるべきか、このことについて、知事の所見を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国民健康保険につきましては、今後とも、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより医療費が増大し、被保険者の負担の増加や、国保財政の安定的運営の影響が懸念されておるところであります。そうした状況にも耐え得る財政基盤の強化を図っていく必要があると考えております。

そのため、県と市町村が一体となって、健康づくりや医療費の適正化に向けた取り組みを一層推進していくとともに、全国知事会などを通じて国に要望しております、国庫負担割合の引き上げなど、さらなる財政支援策を講じていくことが重要であると考えております。

○来住一人議員 滞納世帯に対して、短期証や資格証の発行などペナルティーを科して、さらには差し押さえ、その処分を行うなどして、徴収事業をどんなに強化しても、私は解決を図ることはできないと、このように思います。それはなぜなら、先ほど申し上げましたように、負担の能力をはるかに超えているからであります。

全国知事会や全国市長会などは、医療保険制度間の公平と財政基盤の確立を図るために、国の責任と負担において、実効ある措置をたびた

び求めているようです。中でも知事会は、1兆円の投入で協会けんぽ並み負担率を求めています。国民健康保険中央会会長の岡崎誠也高知市長は、「国民皆保険が崩れたら、日本の医療制度は成り立たない。国保制度が崩壊したら、まず病院の経営ができなくなる。医療の崩壊を防ぐ上でも、公費支援を拡充して国保を守っていかなければならない」と話されております。知事会を初め、あらゆる機会を通じて発信していただきたいと、そのように思います。

1兆円投入すれば、均等割と世帯割をなくし、ほぼ協会けんぽ並みになります。国保制度を守るために、私は知事会などにも大いに奮闘してほしいし、同時にこの制度を守るために、我々議会側も努力をしなければならないと思います。さらなる公費投入を求める意見書を政府に提出するなどが必要ではないかと思います。私は率直にお願いしたいと、各党派と議員各位にこのことを願って、この国保問題についての質問を終わりたいと思います。

次に、重度障がい者（児）医療費公費負担事業について質問をいたします。

県北地域で発行されております夕刊デイリーの昨年12月29日付に、日向市の障がい者の方が請願の採択を喜び、一日も早い実現を願った投稿が掲載されております。きょうはその紹介はいたしませんけど、こうした皆さんの期待にこたえて、現物給付に移行するためには、自己負担を求めるか否か、求めるのであれば幾ら求めるのか。県の方針を一日も早く決定しなければ物事は進まない、研究も進まないし、事業は進んでいかないと思いますが、そういう点で、まず部長の所見を求めておきたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度につきましては、

現在、自己負担額を月額1,000円としておりますが、外来の場合、月に複数回、複数の医療機関を受診される方も多いため、窓口での自己負担をいつの時点で支払うのか、また、その額をどうするのかなどが大きな検討課題となります。

また、このような支払方法の変更は、実施主体であります市町村や、医療機関、薬局、国民健康保険団体連合会など、多くの機関が関係してまいりますので、その全てにおいて、支障なく対応できる方法にする必要がございます。

このため、市町村を初めとする関係機関としっかりと意見を交換しながら、できる限り早期に県の方針を決定したいと考えております。

○来住一人議員 昨年末の請願の採択を受けて、知事自身がスピード感を持って進めたいということをお話されておりました。そういう意味では、現物給付化にしていこうという点でお決めになっていらっしゃるようです。それで、問題は一日も早くこれを実現してほしいというのは、先ほど紹介しました日向の方はもちろんですけど、多くの県民の皆さんがそのことを願っていらっしゃる。私、実際にそういう行政の業務をしたことなどが全くありませんからわかりませんが、ただ、これは実際にスピード感を持ってやるのに、何カ月も何年もかかるのかなど。本当に力を集中して、知恵を集中して行えば、半年程度で進むんじゃないかなと思ったりするんですけど、いずれにいたしましても、実施する期日を決めて、いつからやりたいと、そういう期日を決めて仕事を進めるのが、障がい者と県民に対する責任ではないかと、このように思います。期日を決めて取り組むべきと考えておりますけど、知事、いかがでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外来の現物給付化に当

たりましては、今、部長答弁にもありましており、自己負担額などの制度設計が大きな課題となると考えております。

また、事業費の増大、システムの改修など、県と市町村に生じる新たな財政負担への対応も必要であります。

現物給付化に向けましては、利用される皆様の思いもしっかり受けとめながら、実施主体である市町村と一体となって、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますが、実施の時期につきましては、課題の整理、制度設計、関係機関への周知に要する期間も考慮しますと、早くとも平成32年度中となるものと考えております。

○来住一人議員 全国では、外来の現物給付は24都道府県で行われておまして、そのうち自己負担なしというのが9府県あるようです。

また、現に子供の医療費などについても、いわゆる入学前までは県も行っておりますし、重度障がいの問題でも、現に入院は現物給付されている。外来についても、いわゆる助成制度はあるわけで、そういう意味では、全く今から全てが始まるというものではないわけで、そういう点では、ぜひ一日も早くこれが実現できるように努力をしていただきたいということを、改めてお願いしておきたいと思っております。

次に、森林行政について質問をいたします。

政府が創設しようとする森林環境税、森林環境譲与税、昨年成立をいたしました森林経営管理法について、我が党は意見を持っておりますけど、きょうはこのことには触れずに、県の森林環境税に関して質問をしていきたいと思っております。

県森林環境税は、個人と法人から徴収し、平

成29年度決算で、個人県民分が約2億5,400万円、法人分が5,770万円、合わせて3億1,200万円の歳入となっております。平成18年度より施行されているものであります。事業は5年間を一区切りにして、平成28年度から32年度までの第3期目を迎えて、今期は4年目を迎えようとしています。事業は大きく分けて4つの柱を設けて進められているようです。現在進めている第3期の事業実績の報告を、部長に求めたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の森林環境税につきましては、県民と協働して取り組む森林環境の保全を目的に、1期5年間を課税期間として、4つの柱を掲げて各種施策を推進しております。

3期目となる平成28年度と29年度の主な実績としまして、まず1番目の柱であります「県民の理解と参画による森林（もり）づくり」では、ボランティアや企業との協働により、61ヘクタールの植栽と125ヘクタールの下刈り等がなされたところであります。

次に、2番目の「公益的機能を重視した森林（もり）づくり」では、水源地域など公益上重要な森林における広葉樹の造林について、185ヘクタールの植栽と825ヘクタールの下刈りに対して支援したところであります。

3番目の「資源の循環利用による森林（もり）づくり」では、木材のよさや、利用することの意義について、県民の理解と認識を深める、木づかい運動を展開するとともに、1,891ヘクタールの再造林に対し、経費の一部を支援したところであります。

最後に、4番目の「森林（もり）を守り育て次代の人づくり」では、森林体験や自然観察などに取り組む61の学校と44の地域を支援したと

ころであります。

○来住一人議員 スギ花粉の飛散の季節に現に入っているし、もう少したつと、毎日のようにテレビでも飛散の状況が出されてまいります。アレルギー体質の方にとっては、大変な時期となります。確認していただいたところ、厚労省は、国民の3割、3,800万人が花粉症に罹患し、そのうち7割の2,660万人がスギ花粉症と推定されているようです。実に荒っぽい計算ですけど、その100分の1が宮崎県だといえますと、スギ花粉症に悩む人は県内2万6,600人ということになります。

鳥獣被害についても議会ごとに議論されておりました。毎年多額の予算を費やしております。去年は約30億だったと思いますが、花粉症や鳥獣被害の問題は、日本の森林、宮崎県の森林のあり方と関係していることは理解できません。

いただいた資料によりますと、本県の森林面積は約58万6,000ヘクタール、うち天然林が23万1,000ヘクタール、人工林が33万4,000ヘクタールで、竹林等が2万1,000ヘクタールであります。人工林のうち杉・ヒノキは28万8,760ヘクタールで、これは森林面積の49.3%に当たります。私にはこの数字を評価する知識など全くありません。

そこで、部長にお聞きしたいと思いますが、森林の振興や自然の環境保全のあり方など総合的に見て、自然林、人工林の管理について、県はどのような方針を持っていらっしゃるのか、答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、県では、第七次森林・林業長期計画に基づき、循環利用すべき森林には伐採後に再造林を行い、環境保

全を重視する森林は自然の力を活用し、天然林として保全することとしております。

また、ダムや集落などの上流域にある人工林で、水源地等として公益性が高く、急傾斜地などの地形条件により、経済林として不向きな場合は、県の森林環境税を活用して、広葉樹林などへの転換を図っているところであります。

県としましては、このような方針に基づき適正な森林管理を進め、林業の振興や環境の保全が両立する、多様で豊かな森林（もり）づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○来住一人議員 森林の振興とあわせて生態系を含む環境の保全を得るためには、森林のあり方だけでは図れないと、このように私も思います。ただ私どもは30年後、50年後を、やはり次の世代にどういう環境をつないでいくのか、どういう環境を保障するかというのが非常に重要だというふうに思います。どういう森林をつくるかというのは、一朝一夕にできるものではなくて、50年後は今からでも想定しておかなきゃならないと思います。

私は、そういう専門家の方々の協力を得て、例えば50年後の宮崎県の森林はどうあるべきか、どうすれば林業も守れる、同時に環境も守れる、そういうものを議論・研究していただくことは非常に大切だと思います。そうしたことにも、この森林環境税を利用してよいのではないかと、このように思います。答弁は求めませんが、ぜひ検討していただきたいし、これは総合政策部など、いわゆる部を横断して、例えば50年後の宮崎県の森林はこうあるべきだという点での地権者の方々の御協力をいただくというのは非常に大事ではないかと思いますので、お願いをしておきたいと思っております。

この問題の最後ですけど、スギ花粉症の被害

を減少させる重要な対策として、少花粉スギの植栽の普及に努める事業が行われております。ただ年間に植栽される杉は約470万本で、このうち少花粉スギは109万本で、約5分の1であります。少花粉スギを多数にすることは、県民の皆さんの健康を守る上で重要ですから、本格的に進めていただきたい。そのためには、少花粉スギの採穂場などを拡大することなどが必要ではないかと思っておりますが、この課題についての部長の所見を求めておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） 国民の3割が罹患していると言われておりますスギ花粉症に対し、その抑制策として、花粉量の少ない苗木を生産・拡大していくことは、大変重要であります。

現在、本県の杉苗木の大半は、花粉量がおおむね20%以下の花粉の少ない品種であります。花粉量1%以下の少花粉苗木への品種転換をさらに進めるため、県の森林環境税等を活用し、苗木生産者に対して、施設整備や生産経費の一部を支援してきているところであります。

この結果、平成29年の少花粉スギの苗木生産量は、全国ではトップであります約110万本となっており、全国生産量の約2割を占めているところであります。

また、苗木づくりに必要な挿し木を生産者や民間の採穂園へ供給する県の採穂園では、親木を在来品種から少花粉スギへ植えかえるなど、生産拡大へ向け、供給体制の整備を行っているところであります。

県としましては、これらの取り組みにより、杉造林用苗木の少花粉苗木への転換を今後一層進めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 花粉症で悩む県民の皆さんにとってみれば、非常に関心のあることではない

かと思えますし、またある意味では、県民の皆さんの健康を守るという点でも非常に重要なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

最後に、保育行政について質問いたします。

県保育推進連盟は任意団体でありますので、自浄作用を発揮して、特に、募金に応じられた保護者や保育士さんに説明責任を果たすなどしてほしいと思えます。

ただ、パーティー券を買ってもらうなど、利益を受けた政治家の責任は免れることはできないと思えます。みずからその責任を明らかにすべきだと思います。

委託料が政治家に流れていたということになりますと、重大であって、しっかり解明をしなければならぬと思えます。その作業は現在進められているようですが、本件について、県民の実に素朴な疑問として、「県は定期的に監査をしていたはずだが、わからなかったのか」という声があると思えます。この疑問に部長に答えていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 私立保育所の指導監査につきましては、児童福祉法に基づき、全ての施設に対して年1回実施しております。児童処遇、職員処遇、会計管理等について、関係書類の確認や施設職員への聞き取りを行っているところでございます。委託費の支出につきましても、人件費・管理費・事業費の使途範囲を超えての支出がないかを確認しております。

委託費からの会費支出につきましては、児童処遇や職員処遇に資する場合には認められますことから、県保育推進連盟への会費支出につきましても、これに当たると考えていたものであります。

○来住一人議員 これまでの県の調査によりますと、38施設が委託料を扱う会計から問題の会費を支出していたということでありました。また、6施設がわからないと、このように回答をしたということであります。問題の解明と解決を図るための今後の方針、スケジュール等を含めて、改めて部長に答弁を求めておきたいと思えます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 今後の方針でございますが、これから各施設に出向き、会計書類の確認や聞き取りによる調査を実施することとしております。この調査により、委託費からの会費の支出を確認した場合は、委託費の減額などの対応について、国や関係市町と協議しながら適切に対処するとともに、施設における委託費の適切な支出について指導を徹底してまいりたいと考えております。

実態調査のスケジュールにつきましては、関係市町と連携して行いますことから、現在、調査内容や訪問日程の調査等を進めているところであり、今月中に調査を開始したいと考えております。

○来住一人議員 県民の貴重な公費が不正に使われないように、厳格に諸事業を今後も進めていただきたいと思えますし、また、こうした事件を根絶するためには、企業・団体献金を禁止することが重要であると、このことを強調して、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) ICT教育、ゲーム障害の問題について質問いたします。

インターネットリテラシーという言葉があります。このリテラシーとは、インターネットを使いこなす力ということでしょう。恥ずかしながら私などは、スマートフォンなど使いこなせず、このインターネットリテラシーという私の能力はかなり低いと思います。

娘さんたちから、安否確認のため無理やり携帯電話を持たされたおじいちゃんが、初めてその携帯を持って山奥の畑に仕事に行ったそうです。その山奥での工作中、友だちからの初めての電話があり、慌ててその電話に出たおじいちゃんが発した第一声は、「俺のおっとこ、ようわかったな」と言ったそうです。友だちがあなたを探したのではありません。電波があなたの携帯を探したのです。それぐらいのことは私にもわかります。このおじいちゃんより、私のインターネットリテラシーは高いと思います。

さて、ICT教育が推進されようとしていますが、その効果や課題について、教育委員会としてどのように考えているのか、教育長に伺います。

次に、ゲームなどを長時間し過ぎることにより、脳への悪影響が心配されますが、教育委員会としてどのように認識しているのか、同じく教育長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○教育長(四本 孝君)〔登壇〕お答えします。ICTを活用した教育の推進についてであ

ります。

新しい学習指導要領におきましては、情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけ、ICT環境の整備や、それらを活用した学習活動の充実を図るよう明記されております。

その効果としましては、例えば、電子黒板で写真や実物を拡大して見せるなど、よりわかりやすく効率的に授業を行えることが考えられます。

一方、課題の一つといたしましては、児童生徒がタブレットなどの操作に夢中になってしまい、教科等の狙いを十分に達成できないことなどが考えられます。

県教育委員会といたしましては、教師と子供が向き合うこれまでの授業のあり方を大切にしながら、ICTのよさを生かした授業が進められるよう、指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、ゲームなどを長時間し過ぎることによる、脳への悪影響についてであります。

昨今、スマホゲームに代表されるオンラインゲーム等に熱中する余り、日常生活に支障が出るなど、重大な問題を抱えてしまう人が世界的に増加しており、世界保健機関は、このような症状を「ゲーム障害」という名の、新たな疾病として認定したところであります。

このように、ゲームをする時間などをコントロールできなくなることは、子供たちの生活習慣に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、学校では、メディアリテラシーなどの学習も進められております。

県教育委員会といたしましては、現在、市町村教育委員会や学校等で行われている、メディアの使用を控える「ノーメディアデー」などの

取り組みを、PTAと連携しながら、さらに推進していく必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 答弁、ありがとうございます。脳障害等の危険性についても何か十分述べられているようで、安心いたしました。

私の体験から言いますと、私は実は転校生で、いろんなところを転校してきました。小学校は1回、中学校は3回。いわゆる転校生の悲しみ、また転校生の道徳というものも学んだ思いがあります。転校すると、一人ぼつねんと座席に座っとかないかん。誰も話しかけてくれない。1週間ばかり誰も話しかけてくれない。だから、私は1学期にほとんど転校してきましたけど、2学期、3学期に転校してくる子もいるんですよ。それで、やっぱり寂しく座っておる。そういう子を見たら、私の心に痛みもあるものだから、すぐに話しかけてあげたり、友だちになってあげるという心の動きとなっていました。これも、私の義務教育時代の道徳といえますか、そういう思いです。

もう一つは、実は私、中学校3つかわったうちの3年生のときに、延岡市内のテニスで優勝して、その当時の砲丸投げとか陸上競技で優勝したいろんな延岡代表の激励会があったんです。野口記念館に集められて、私が最初だったんでしょうか、壇上に立たされて決意表明を述べた、その後に司会者の他の学校の先生が、「それでは、自分の学校、母校を代表して校歌を歌いなさい」と言われたんです。恐らく7月ごろでしたから、私は、入学式も何も知らないから、学校の校歌を知らなかったんですよ。壇上でどぎまぎしておったら、その司会の先生に、「君は母校の歌も知らんのか」と、壇上で怒られちゃったんですね。私は激励会のつもり

で来たんだけど、怒られてしまうという。私がここで感じたのは、失敗すること、間違いをすること、この中には必ず理由があるということなんですよね。私は、その先生がそういうふうになったのは、他校の先生だったから知らなかったんだろうと思うんですね。だから私自身も、その先生を恨むとかいうことはしませんでした。ただ、さっき言ったように、間違いをしでかすのにも理由が必ずあるから、私は人を怒ったりすることはできるだけ避けるということを学びました。これも義務教育時代の学びだったと思います。

それで、「日州医事」という宮崎県医師会の雑誌があります。この中に、「電子メディア社会の子どもたち」ということで、糸数さんという、これはお医者さんだろうと思いますが、先ほど答弁にあったように、WHOではこれを「ゲーム障害」として、病気の一つとして定義しているということですが、その中に、こういう表現があります。

「子どもの心への影響」

「エリクソンの心の発達理論でいう「基本的信頼感」は、毎日の母と子の間で交わされる目と目を合わせた、優しい声かけ、ふれあいの中で生まれます。「守られている」「愛されている」という「安心感」を得た子どもは、「人を信じる心」を覚え、やがて「自分を信じる心」つまり自尊心・自己肯定感を育みます。(中略)過剰な音と光の一方向的な刺激は、子どもの脳の発達に明らかな弊害を及ぼすことが近年報告されてきました。親がスマホに夢中なあまり不慮の事故が増え、かまってほしい子どもが置き去りにされている現状も悲しいことです。」

その子供の言葉として、「ママのスマホになりたい」という——これは絵本が出たそうです

けど、この辺がよく表現されているんじゃないかなと思います。

ぜひ、子供さん——大人になってもアルコール中毒になったりするわけですからね。自制心があってもそういう世界に入ってしまう。今からの子供たちがスマホ中毒というか、そういったことになっては、子供の発達としてはまずいんじゃないかということ、ぜひ捉えていただきたいと思いますし、学校現場では足りないものをぜひ買っていただきたい。電子黒板でみんなが学ぶ。それは、先生が指導する「ここがこうなってるよ」という、先生の顔を見ながら教育をしていくということは、非常に大事だと思うし、言われているように、タブレットを見ながらやっている授業というのは何か異様な感じがして、今答弁にあったような指摘は、私は本当にそうだなと思います。傷んだ机を入れかえるとか——何億円もかけてパソコンとか、それも大事ですけど——現場に今必要なものを買ってあげる、そういうことが必要じゃないかなと思います。

それから、ふとした言葉ですけど、私たちの時代は黒板消しは週番が担当で、板書を消して、パンパンパンとやっていたでしょう。あれは、風向きを考えてやっていたんですよ。

「おまえ、そこは風が入ってくるが」と言ってやる。そういう作業の中でそういうのも学んだ。そういう素朴な教育というのもいいだろうし、ぜひそういうところを見直していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。県土整備部長に、県職員宿舎の空き部屋問題について質問いたします。

私も、延岡でいろんなところを訪れてみますと、県職員宿舎が空いてるなと感じるところが

あります。そういう県職員宿舎を県の公営住宅として活用できないか、お伺いいたします。

○**県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 公営住宅につきましては、公営住宅法の第2条において、「地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るもの」と規定されております。

この規定に照らしますと、県職員宿舎は、国の補助を受けずに建設されており、県が買取りまたは借り上げを行う対象とはならないため、県の公営住宅としての活用はできないものであります。

○**太田清海議員** 法律上は国の補助が入っていないとできないということでもあります。残念であります。

それでは、総務部長に、入居率が低くなっている県職員宿舎について、今後どうしていくのかお伺いしたいと思います。

○**総務部長(畑山栄介君)** 職員宿舎全体の入居率は、平成29年度末で約68%となっておりますが、通勤圏の拡大や民間の借家の充実などによって年々入居率が低下している宿舎もございます。

職員宿舎につきましては、職員のニーズや地域の事情なども踏まえながら、入居率の低い宿舎の集約化、適切な老朽化対策、維持管理コストの低減・平準化等を検討する必要があります。

このため、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、今年度末までに職員宿舎の個別施設計画を策定し、この中で、施設ごとに「維持」「建替」「廃止」の区分で評価を行いまして、必要となる対策の時期や費用を示すこととして

おります。

今後は、この計画に基づいて、適切な維持管理に努めるとともに、利活用の見込みのないものについては売却処分を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 延岡から見た場合、高速道路もできたりとかで、通勤が簡単になったというものもあるかもしれませんが、やっぱり地元に住んでいただいて、特別徴収で税金を延岡市に落としてもらおうという、地域創生のためにあってほしいなというところもあります。法律上は仕方ありません。ただ今後、有効利用——NPO法人とかそういったところが文化活動等に使いたいという要望があれば、ぜひ検討していただいて、法律的にできないところも特区あたりでできないものかなとか、ふと思ったところでもあります。事情としてはわかりました。

それでは次に、県立体育館整備についてお伺いいたします。

延岡に県立体育館をつくっていただくということで、そのことについては本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。その延岡市が新たに整備する県立体育館については、既存の市民体育館の機能・役割等の確保について検討するとなっていますが、柔道等についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。これは総合政策部長ですね。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 延岡市に整備します県体育館についてでございますが、これまで、施設の基本的な考え方や導入設備、建設手順等について、既存の市民体育館の役割の確保などといった観点も含めて、延岡市等と協議を重ねてまいりまして、基本計画素案として取りまとめたところでございます。

この計画素案において、柔道場としても使用

できる多目的室を設置するとともに、畳等の保管に必要なスペースについても確保することとしております。

なお、多目的室の仕様や設備等につきましては、延岡市や競技団体にも御意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。延岡市のほうでも畳を750枚用意する計画で予算を立てておられるようです。国際大会なんかを開く場合は700枚以上は絶対要るということです。また、700枚の保管場所も、今答弁の中にもありましたので、それは了といたします。ぜひ、小学生、中学生が週に4回ほど柔道を練習しているという施設でもありますので、そういう機能を維持させながら大きな大会ができるように、お願いをしておきたいと思います。そして、延岡市関係団体との協議もあるということですから、その中でぜひ、いい形の体育館をつくっていただきたいと思います。

次に、無人ヘリによる森林への薬剤散布についてお伺いいたします。

これは、今まで質問として出てきましたが、無人ヘリによる森林への農薬散布において、農薬の安全性はどのように担保されているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 農薬については、環境への影響が最小限となるよう、事前に水生動物やミツバチへの影響、分解のしやすさなど、さまざまなリスク評価が行われた上で登録されているところであります。

その使用に当たっては、農薬取締法の中で、農薬ごとに使用量や回数等が定められており、それらを遵守することにより、安全な散布につながるものと考えております。

また、今回検討している農薬は、昭和57年に登録され、平成28年には、全国で約70ヘクタールに相当する面積で使用されており、環境や林地の保全への影響についても、これまで大学や関係機関で研究が行われてきております。

しかしながら、下流域等への影響を心配する声もありますことから、本県においても、安全性について独自の追加調査を行うとともに、自然保護や養蜂関係者などから個別に意見を伺うなど、環境に配慮し、慎重な技術開発を進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。今回の技術開発における農薬の散布に当たり、環境に対してどのような学識経験者が参画しているのか、それを同じく伺いたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 10月に設置しました技術開発委員会においては、4名の学識経験者に参画いただいているところであります。

具体的には、環境分野からは、大気や土壌中における農薬等の移動や分解等に関する専門家、及び森林生態系における水や物質循環に関する専門家に、また森林・林業分野からは、森林施業や林木育種の専門家に参画をいただいているところであります。

○太田清海議員 慎重に安全性に配慮してという部長の答弁がありました。私としては、機械でやるより人間の知識を使った、判断力を使った対応というのが大事ではないかと思っています。急峻な土地に、悪いイメージで言いませんが、根絶やすような薬をまいてやるということは、根っこから傷むわけですから、山林崩壊につながるということも今まで言われておりますし、水源にまくことがどうなのかとか、生物の多様性から見てどうなのかとか。人を雇って賃

金を払いながらやるのが本当のやり方ではないかなということを見ると、ぜひ慎重にということではお聞きしておりますが、私としては、中止も含めた、慎重な対応をしていただきたいなという思いを告げておきます。

続きまして、看護師の地域枠採用について、病院局長にお伺いをいたします。

異動のない看護師ということでも言っておりましたが、看護師の地域枠採用について、日南市と延岡市の県立病院であります。過去3年間の採用状況をお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 看護師の地域枠採用は、日南病院または延岡病院に固定して勤務する看護師を採用する取り組みでありまして、平成25年度より実施しております。

直近の3年間の状況でありますけれども、平成28年度の試験では、採用者総数82名のうち33名を、平成29年度の試験では、採用者総数77名のうち31名を地域枠として採用しております。

また、本年度の試験では、合格者74名のうち地域枠採用が26名を占めておるところでございます。

○太田清海議員 採用者の出身はわかりませんか。どういう採用であったのかということですが、民間から来たのか、県外から来たのか、そういうことはわかりませんか。

○病院局長（桑山秀彦君） 民間という区分では把握しておりませんが、県外で勤務、あるいは学校等に通っていた者が採用されたかどうか、その数字で申し上げますと、平成28年度は地域枠採用のうちの22.2%、それから平成29年度が21.8%、平成30年度、試験の段階ですが、38.5%が県外からの受験ということでございます。

○太田清海議員 わかりました。看護師の地域枠採用の目的についてお伺いしたいと思います。今のと関連するかもしれませんが。

○病院局長（桑山秀彦君） この地域枠採用は、県立病院間を異動せずに、日南病院あるいは延岡病院に継続して勤務することを希望する方への受験機会の拡大や、UターンあるいはIターンを希望する方に対する地域雇用の場の提供を目的として導入したものでありますけれども、実際に、地域枠の受験倍率は一般枠よりも高く、今年度は採用あるいは採用見込みの者の約3人に1人が、県外の学校や病院などからの採用となっております。

また、勤務地が限定されることによりまして、県南あるいは県北への看護師の定住が図られ、災害などの緊急時において、病院機能の維持のために必要な人員体制の確保が可能となります。

さらに、1つの病院にのみ勤務することで、病院に対する深い愛着を持っていただいて、将来の地域医療を担う人材の育成にもつなげることができるものと考えております。

○太田清海議員 この目的は、できるならば中央、大阪、東京といったところにいらっしゃる自分の孫、子供さんたちがUターンで戻ってきてもらうというのが、本当は一番いいかなと思うんですよね、地域活性化のために。ぜひそういった視点から——職業選択の自由もありますから、これを当てはめることはできませんけど、地元の病院等から県病院に余りに行き過ぎるというのも、その地域の病院等の疲弊につながるかなという思いがあって、そのあたりはうまく調整を図っていただきたいなということでもあります

私も、息子がこの地域枠の看護師に受かって

本当によかったというお父さんの声を聞いたことがあります。それは一緒に住めるということがね。県外に出ようと思っていたけど、ということでもありますので、これも地方創生の一環としても、ぜひ目的に沿って頑張っていただきたいと思っております。わかりました。

次に、LGBTの問題についてお伺いたします。

総合政策部長に、本県の私立の学校における「性で分けない名簿」の導入状況についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県の私立学校におきましても、「性で分けない名簿」の取り扱いについて検討された学校もあると伺っておりますが、今のところ導入に至った学校はございません。

なお、性的マイノリティーの児童生徒に対する配慮は重要な視点でありますので、県としましては、今後とも私立学校に対しまして、公立学校における取り組みなどの情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。渡辺創議員からも質問がありましたが、LGBT等の方に対する政策というのは、まだ試行錯誤の状態だと思います。これがいいというのは、なかなか言えなかったり、これはちょっとまずかったかなということで、その辺のことは渡辺議員からも言われております。私もそうではないかなと思って。ただ私立の学校でも、お茶の水女子大学がトランスジェンダーの女性の入学を認めるという動きも出ていますので、私立のほうでも今後、何かそういういろんな施策が打ち出されるといいかなとも思っております。

それから、今度は教育長にお伺いしますが、LGBT等の性的マイノリティーの児童生徒へ

の支援方法について、教職員が抱える悩みに対応できるような体制づくりができないかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 現在、県内全ての公立学校へスクールカウンセラーを配置・派遣しております。児童生徒やその保護者の悩み相談だけではなく、さまざまな事案に関する教職員の相談にも対応しているところでもあります。

LGBT等の性的マイノリティーにつきましても、スクールカウンセラーが教職員に児童生徒への支援のあり方について助言したり、職員研修の中で講義を行ったりするなどの取り組みがなされております。

今後は、県教育委員会で実施しておりますスクールカウンセラーを対象とした研修会におきましても、LGBT等の性的マイノリティーに関する内容を充実させ、学校現場での教職員の相談に適切に対応できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。宮崎市では、そういった相談窓口を一本化するというような動きもあるようです。私は、県がつくる必要はないかもしれない、市町村が身近なところでつくればいいかもしれない、しかし、教職員というのは、いろんな子供さんがいらっしゃることの相談を受けたときに、もし戸惑いがあればということで質問させていただきましたが、言われるとおりに、スクールカウンセラー等の充実を図っていくということでもできるかもしれません。しかし今後、何か一本化するべきところがあるかなど、教職員の立場でですね。その辺はまた今後、検討していただきたいとも思っております。

それから、LGBTという言葉であらわしていますが、これはいろいろ聞くところによる

と、LGBTに入らない人たちもおるということも学びました。だから、「LGBT」と言わずに、複数形の「s」を入れて「LGBTs」と呼んだりもするようです。

実は私、延岡で、Xジェンダー、自分が男であるのか女であるのかわからない子供と面接をしたことがあります。その人の話を聞くと、今33歳でしたか、女の子で生まれて、3年前にインターネットでXジェンダーというのがあるのわかって、そのときの最初の言葉が「ああ、これか」ということ。自分が。という、ほっとしたという感想を聞きました。社会が、男であること、女であることをきちっと分けにゃならんこの世の中で、中途半端な自分がつらかった。小学校5年までは通学できたけれども、それ以降は不登校に陥ってしまった。自分でも理由がわからない。親にも話せない。話せないというか、自分の言葉の未熟さのために、自分の今の気持ちはどうあるのかということ、親もしくは先生に伝えることができなかつたということで、本当に子供というのは、言葉の表現が難しい、だから、そこを先生たちが専門的に聞き知ることが、非常に大事なことでだろうと思いますけど。

もう一つ言うと、この子は、自分がその日は男の子かなと思って生活する。明くる日は女の子になっていたという思いとか、これは本当に微妙だろうと思うんですね。だから、直接会っている先生方も本当に大変だろうと思います。そういう子供さんがいらっしゃる。その手紙もいただいておりますけど、その手紙は、こういう人たちと直接会ってほしいというのが、言葉ではなかなかわからない。会って私を見てほしい。その子も、自分のできることがあれば一生懸命やっていますということを述べておられ

ました。ということで、紹介をしておきます。

次に、福祉保健部長にお伺いたします。福祉施設での経理に関する不祥事についてであります。

報道されましたように、県内でも介護保険事業所に対して行政処分を行った場合、再発を防止するため、不正の内容を全ての事業所——県内いっぱいあると思いますが——に周知すべきと思いますが、県の考えを伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 介護報酬の不正請求などの不正事案は、利用者に著しい不利益が生じるだけでなく、介護保険制度全体の信頼を損なうことから、その再発を防ぐために、広く周知を図る必要がございます。

このため、運営基準や報酬請求などに関する理解が不十分であることが多い新規事業所向けの集団指導におきまして、過去の処分案件や指導監査における指摘事項を周知し、注意喚起を行っているところでございます。

御質問にありました、介護保険事業所に行政処分を行った場合、事業所名や処分の内容などを県公報に登載するとともに、記者発表による公表を行っており、不正行為に対する一定の抑止力につながっていると考えております。

しかしながら、依然として不正事案が発生している状況を踏まえ、今後、行政処分を行った際には、公表に加え、例えば、県ホームページへの掲載や、全ての事業所に対し電子メールによる周知を行うなど、不正内容の周知を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。電子メール等で周知させるということで、前進だろうと思います。

私たちも、議員として去年の10月26日に県の選管から通知を受けました。候補者を類推するようなポスターを出しちゃいけませんよというような通知であります。こういう通知が来ると、私たちも一瞬身がぐっと引き締まる思いでありまして、そういう意味で、真面目にやっている事業所も多いと思うんですよ。ただ、そういう同じような間違いをしないようにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、戦争体験継承事業及び「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業についてお伺ひしたいと思います。

県は、「語り継ぐ戦争と平和の尊さ」という戦争体験の証言記録映像を作成していますが、どのような思いを持って作成したのか、福祉保健部長にお伺ひしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 戦争体験の証言記録映像を作成しました平成18年度当時、戦後60年余りが経過し、戦後生まれの世代が7割を占めるようになる一方、戦争を実際に体験した世代の高齢化が進み、若い世代へ、その体験を直接語り継いでいくことがますます困難となってきました。

そのため、戦争の記憶の風化を防ぐとともに、新しい時代を担う子供たちに戦争の悲惨さや平和のとうとさをしっかりと継承していきたいという思いを持って、このDVDを作成したものでございます。

このDVDには、従軍経験者のほか、戦没者の御遺族や空襲によって被害に遭われた方など、さまざまな立場で戦争を体験された方々の貴重な証言を記録映像として収録してありまして、1,000部作成の後、県内小中学校や公立図書館などへ配付したものでございます。

○太田清海議員 実は私も、12年前にこれをも

らっておりました。見ていなかったんです。6
カ月ほど前に、ああと家で探して、見ました。
すごいなと思いました。中には一兵卒の方もい
らっしゃいます。高級軍人だったんだろうな、
情報戦で戦った立場の人だろうなというさまざ
まな人とか、橋の下を逃げ惑った人とかです
ね。そういう意味では、この現代の我々に、共
通して、それぞれの立場から呼びかけているも
のを何か感じました。

県は、平和のために何もしていないんじゃない
かなとか思っていたこの私を、不明をわびたい
と思います。立派なものだと思います。若い
人たちはなかなかこういうものに触れることは
ないけど、ぜひ多くの方に見ていただきたいな
と思います。

それから、同じく、ちょっと前と言ったら
失礼かもしれませんが、県立図書館の事業の中
に、「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業と
いうのがありますが、その狙いと成果について
お伺いしたいと思います。教育長、お願いいた
します。

○教育長（四本 孝君） この事業は、読書離
れの傾向が見られる中学生や高校生を中心に、
本の魅力に触れ、生きる力や想像力を育む機会
を提供しながら、世代をつなぐ読書活動を促進
することを狙いとしております。

中学生や高校生、一般県民を対象に、中高生
に伝えたい「おすすめの1冊」の作文を募集し
ましたところ、1,461名の応募があり、15名の入
選作品をおさめた「私のすすめるこの1冊ブッ
クリスト」を作成し、県内全ての中学校や高
校、特別支援学校及び公立図書館に配付するこ
とで、読書の啓発に努めてまいりました。

また、県立図書館新館30周年記念行事にあわ
せ、入選者のうち各世代の代表6名による「お

すすめの1冊」の発表と、歌人の大口玲子さん
との対談を実施して、読書のすばらしさを会場
全体で共有したところであります。

今後とも、このような取り組みを通して、世
代を超えて多くの県民の皆様が本の魅力に触れ
る機会を提供してまいりたいと考えておりま
す。

○太田清海議員 わかりました。ICT教育と
かスマホで小説を読むというような時代にも
なっておりますが、私、これは大事な取り組み
じゃないかなと思って。新規事業で挙げられて
いるようですが、ぜひ発展的になりますよう、
お願いしておきたいと思います。

教育長には大変申しわけありませんが、教育
長の「おすすめの1冊」というのがあれば、お
伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 私のおすすめの1冊
は「無限論の教室」という哲学者の野矢茂樹と
いう人が書いた本であります。

ここに、足の速い男アキレスがいます。その
前を足の遅い亀が歩いております。アキレスは
その亀に追いつこうと思ひまして、そのとき亀
がいる地点にやってまいりました。亀もさすが
にとまってははいないので、そのときは少し前
に進んでおります。その地点にアキレスは行き
ました。そうしたらまた、亀は少しだけ先に進
んでおります。その地点にアキレスが行きます。
また亀は先に進んでおります。どうやってもア
キレスは亀に追いつけないのであります。まるで、
太田議員お得意の手品のような話であります。

これは、実は大変難しい本でございまして、
私は何十回も読みましたが、途中で全部挫折し
ました。いわゆる論理的、数理哲学的な面白
さがあるのだと思っております。

中学生、高校生の、特に数学好きの皆さんに

読んでいただきたい本であります。

読書は、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな人生を送る上で欠かせないものがありますので、どの世代の皆様方にも、読書に親しんでいただきたいと願っております。

○太田清海議員 大変含蓄のある説明でございました。実は私自身は、菊池寛の「形」というのが、この人生を語る上で何かものすごくいいものを語っているなという気がして、そんなことを議会だよりに書いておいたら、高校時代の恩師が、「君も菊池寛の「形」に感動したか。我が意を得たり。菊池寛は短編に限る」という言葉をいただきました。ああ、菊池寛はまだいっぱい短編があるんだな、まだ読まないかなと思いますけど、そういう師弟関係もあったということ思い出しました。

ぜひ、子供たちが読書に触れるようにお願いしたいと思います。

続きまして、同じく教育長に、家庭訪問の実態について。小中学校における家庭訪問の実施状況についてお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 各学校における家庭訪問は、学級担任が子供の家庭環境を把握しますとともに、保護者に対して学校での子供の様子を伝え、家庭での指導に生かしてもらうことなどの目的で、現在も県内のほとんどの小中学校において実施されております。

一方、授業時数の増加への対応や、仕事を持つ保護者の負担への配慮から、家庭訪問を学校での面談に変更するなど、直接、子供の家への訪問を行わないケースも見られます。

また、気になる子供や不登校の子供の家庭に対しては、随時、個別に訪問し、保護者との情報交換や安否確認を行うなど、その状況に応じて家庭訪問が行われているところであります。

○太田清海議員 わかりました。非常に痛ましい児童虐待事件が起こる中で、この家庭訪問というの、一つのヒントになるのかなと思って、その状況を聞かせていただきました。

家庭を見る——私たちも仕事の中で、家庭の中に入っていったことがありますけど、本当にさまざまなんですよ、家庭の中ね。そして、言葉が悪いけど、けものがすんでいるような部屋に入ったこともあります。もう靴のまま上がってくださいと、犯罪者の部屋でしたのでね。そういう生き方をされていたんだなというのも如実にわかります。ぜひ家庭訪問の充実を図っていただきたいと思います。

私の母などは、家庭訪問になると、その日に限って家の中を片づけておりましたけど。そういう問題もありました。

続きまして、県土整備部長に、北川の霞堤の問題についてお伺いしたいと思います。

洪水時に北川の霞堤開口部から流入するごみ——私たちは「ごそ」といいますが——等の問題に関して、土地所有者と市、県の役割分担について県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 北川では、これまでの整備によりまして、家屋の浸水被害は大幅に減少しているものの、近年、霞堤下流の開口部から、川の水とともにごみや流木が流入し、特に家田、川坂地区で、その処理が課題となっているところです。

処理に関する役割分担としまして、田畑などに流れ込んだものについては、その土地の所有者が行っておりますが、処理費用が一定額以上のものに対しては、農地災害復旧事業として、延岡市が対応できることとなっております。

また、災害復旧事業の対象とならないものに

についても、市独自の取り組みとして、処理費用の一部を補助する制度を設けており、さらに土地所有者の負担軽減を図るため、補助率のかさ上げを検討していると伺っております。

河川管理者である県におきましては、河川区域内のごみ処理を行うとともに、開口部から流入するごみ等の軽減対策に取り組んでいるところであります。

○太田清海議員 次に、洪水時に北川の霞堤開口部から流入するごみ等の対策について、どのように取り組んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 大量のごみ等が洪水時に家田、川坂地区に流入するようになった要因としましては、近年の洪水等により川の流れが変わり、霞堤開口部付近の樹林帯が大きく減少したため、ごみ等の流入を軽減するスクリーン効果が失われたことによるものと考えております。

このため、専門家の意見を伺いながら、川の流れの向きを変える石積みなどの水制工の設置とともに、竹の根の移植により樹林帯の復元を行うなど、開口部から流入するごみ等の軽減対策に着手したところであり、さらに、霞堤内部の水位を低下させるため、河川内の土砂掘削を行うこととしております。

今後とも、対策の効果につきましてモニタリング調査を行うとともに、延岡市と連携し、地域の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 知事も災害時に現地調査に行かれましたね。そして、私たち県北の5名の県会議員も、知事と一緒に現地視察したことを思い出しますが、あのときに、霞堤の上に立って眺めたんですね、家田地区のごみの問題とか

については。そのときには、実は私は気がつかなかったんです。最近、地元の人から、ここから見たらいいよと言われて、下流側の山の上が上がって、鳥瞰まではいかんけど、上から眺めたんですが、ああ、なるほどと思いました。霞堤の堤防の上に立ってはなかなかわからない雰囲気があるんですよ。ところが、下流域にぼんとぶち当たるところの山から見ると、せっかく霞堤があるとすれば、ぐうっと少し曲げてくれると、ごみが内部に入り込まないような感じがするわけです。これは素人目ですけど。

要望しておきますが、ぜひその山から現地視察をしてもらうといいかなと思って。すると、共通の認識ができるかもしれない。確かに、県も限られた予算で一生懸命頑張って河床掘削されていますので、地元の人たちも大変喜んでおられました。ただ、根本的な対策が、もしかしたらヒントが出てくるかもしれないので、そのことをお願いしておきたいと思っておりますし、国土強靱化計画の290億というお金をぜひ投入していただけるなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、重度障がい者・児のショートステイについて。

県北における医療型短期入所施設の開設に向けた県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 人工呼吸器など、高度な医療を必要とします在宅の障がい児・者を看護されている御家族の休息や社会参加のためには、医療型短期入所施設の充実が必要であります。

私も、昨年延岡で、保護者の会の方から生活の状況や切実な御要望等を伺い、県北での開設の必要性を改めて強く認識したところでありま

す。

医療型短期入所施設は、病院等と一体的に運営する必要があることと、専門的な小児科医の確保が、開設に当たっての大きな課題であります。

県ではこれまで、ハード整備に対する補助などの開設支援策を設けるとともに、延岡市や日向市、及び地域の医療機関、医師会等と、丁寧に意見交換を重ねているところであります。

今後とも引き続き、関係機関と一体となって、開設に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。部長も現地に足を運ばれてということで、そういう努力を認めたいと思います。医師不足という根本的な問題もありますから、なかなか大変だろうと思いますが、一步一步前進できるように。これは、日向市のほうからも県北にという要望が出されておりますけれども。中には、県病院の空きベッドを活用できないものかなというアイデアとかも出されて、もちろん聞かれていますますが、さまざまな対応をぜひお願いしておきたいと思います。

最後の質問になろうかと思いますが、知事に、ふるさと納税等の質問をしたいと思いません。

ふるさと納税制度の現状について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ふるさと納税は、生まれ育った自治体などに恩返しをしたいという思いを、寄附という形で具現化する制度でありまして、地場産業の振興や域内経済の循環など、地方創生の推進にも寄与するものと考えております。

本県におきましても、この制度を活用し、宮

崎のファンの獲得を初め、いわゆる関係人口の創出に取り組んでおるところでありますし、県内市町村においては、全国トップクラスの納税を得ておられるところもあります。

このような中、現在、一部の自治体による寄附の獲得のための過度な返礼品の提供などが、全国的な問題となっておりますことから、総務省におきましては、ふるさと納税制度の趣旨をゆがめているような団体を対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われているところであります。

私としては、この見直しは、ふるさと納税制度の健全な維持・発展を図るために必要なことと受けとめているところであります。今後とも、制度の趣旨を踏まえながら、1人でも多くの皆様に宮崎を応援していただけるよう、本県の特産品のPRなどに適切に活用してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 過度なPRというか、逸脱するようなことについては適正にしてほしいなということで伺っておりますが。知財法の40条の5に、寄附というものは強制してはいけないという精神論がうたわれていますけど、私は、強制ではないが、中にはふるさとではないところに送ってしまう、いわゆる景品目当てにというのは、何か、ふるさとの心を思うものではないかなという疑問も持つわけですね。

それで、私は国家予算、地方自治体の予算というものは、国民の気分とか県民の気分委ねられて確立されるべきものじゃないと思います。一生懸命やっているふるさと納税は、それは是としますが、財政というものは、やっぱり経済分析とか、所得階層の分析、いろんなものを分析しながら、確たるものとして税制の中で確立すべきものではないかなと思います。宮

岐県のスタンスとしては認めますが、そういう危惧を持つところでもあります。

それから、消費税について。今回の消費税率の引き上げを受けて、改めて消費税についてどのようにお考えになっているか、知事の意見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、国や本県を含む地方におきましては、厳しい財政状況、また、急速に進む少子高齢化や社会保障関係費の増大などの課題に直面しているところでもあります。

消費税は、所得にかかわらず、広く国民に負担を求めるものであることや、税収が比較的安定している性質を有しておりますことから、財政健全化を図りつつ、年金、医療、介護及び少子化対策等の社会保障サービスを将来にわたって維持していくための安定的な財源として、重要な税であると考えております。

○太田清海議員 それでは、病院局長にお伺いします。県立病院事業会計における直近の控除対象外消費税、いわゆる損税と言われていますが、消費税を患者さんから取れないということで、損税というのが存在しますが、その金額をお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 直近の決算であります平成29年度決算で申し上げますと、控除対象外消費税の額は、9億5,194万円余となっております。

○太田清海議員 今回10%に上げるということで、軽減税率等が行われていますが、店の中で食べる、店の外で食べる、どういう対応なのかなということ。税の三原則というのがあります。公平・中立・簡素ということですが、簡素という視点から見たときに、この税がどうなのかなということですね。それから今、病院局長も言われたように、一生懸命病院の職員が、

お医者さんも含めみんな頑張っているのに、10億近い損税が発生する、これは大変なことだと思うんですね。一部報道されていましたが、国のほうでも、診療報酬を上げるよということ。それを賄おうとするような動きもあるわけですが、国民から見れば、そのうちの3割、2割、1割は自己負担。この自己負担の中に消費税分がやや転化してきて、結局、国民が負担するというような形になっている。この消費税の税制の形は、私は非常に簡素ではないなと思います。ぜひこういった議論……。

それから、消費税というのは滞納が多いんですね。私も調べてみたら、2015年ですけど、消費税の滞納額は4,400億円。源泉所得税、申告所得税は1,500億。倍以上ですよ。そういう滞納がある。なぜあるのか。これは、預かってしまったお金を思わず使ってしまったということもあるかもしれません。果たして、こういう滞納を生む税制がいいのかどうか、というように思っています。

ですから私は、先ほども来住議員の質問等にもありましたが、5年、10年単位で見た場合に、やっぱり地方自治体として、どんな財政であらねばならないのかということ、国に対して言っていないかとか、国家の形についても、どうあつてほしいということをお話しなければいけないことが、いずれ出てくると思うんですね。だから、そういったところ、国に政策の変更を迫るということも、ぜひ知事として頑張りたいと思います。

最後になりましたが、退職される皆さん、御苦労さまでした。私も頑張つてまいります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第47号及び第48号採決

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第78号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、監査委員の選任の同意についての議案第47号及び第48号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第47号及び第48号について一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第46号まで及び第49号から第78号まで委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第46号まで及び第49号から第78号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議案第79号追加上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第79号の送付を受けましたの

で、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第79号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第79号について、御説明申し上げます。

議案第79号は、教育長四本孝氏が平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として日隈俊郎氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。あすからの日程をお知らせいたします。

あす6日から14日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、15日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会